

2009.12.8

森村ゼミ発表レジュメ

学振 PD 吉良貴之

[p07642@gmail.com](mailto:p07642@gmail.com)

Matthew H. Kramer, *The Quality of Freedom*, Oxford U.P., 2003, pp.255-264  
(in *Freedom: A Philosophical Anthology*, pp.176-182)

- ・ ページ数と段落番号はアンソロジーのもの。
- ・ 段落番号は p.176 冒頭 (In this final..) を①、次の 6.1 の最初 (Among the condition..) を②として、後はそのまま切れ目ごとに番号をつける。
- ・ 発表者による補足やコメントは HGP 教科書体 で挟み込んで書いている。

例：どうも古い言葉や文語が多くて読みにくい



**Matthew H. Kramer** : 1981 年コーネル大学卒、1989 年ケンブリッジ大学にて Ph.D (Jurisprudence)。現在はケンブリッジ大学の法哲学・政治哲学教授。著書に *Legal Theory, Political Theory, and Deconstruction* (1991), *Critical Legal Theory and the Challenge of Feminism* (1995), *John Locke and the Origins of Private Property* (1997), *In Defense of Legal Positivism* (1999), *The Quality of Freedom* (2003), *Where Law and Morality Meet* (2004), *Objectivity and the Rule of Law* (2007), *Moral Realism as a Moral Doctrine* (2009) など多数。

## 【要約】

### ■ 6. 自由と心理的不能 Freedom and Psychological Incapacities

#### ①

- ・ 心理的不能は諸個人から自由を剥奪するか<sup>1</sup>、するとしたらそれはどういう条件で起こるか
  - ・ 決定論 vs. 自由意志論の対立、または積極的自由論に、消極的自由論が回収されることを防ぐこと
  - ・ 社会的／政治的自由の全問題を、自然的／形而上学的自由の問題に変形させないこと
- 現実になされることを前提 presuppose したもののみが自由であるという奇妙な結論を避けるとともに、心理的不能が自由を妨げとなることの適切な位置付けを行う。

### ■ 6.1 心奪われて Every thought taken captive

#### ②

- ・ 最も極端なものとして、完全なマインドコントロールの例
- ・ 自由でも不自由でもない、というふうに、被害者を死体のようにみなすアプローチは好ましくない

#### ③

- ・ 「心が完全に乗っ取られた人はどう考えてももはや自律的な主体ではないが、そういう人でも、その世界での暮らしが信念と態度と意思によって送られている限りは、いまだ主体である」

<sup>1</sup> 原文注では、本アンソロジー収録の[Megone 1987]と、R. Flathman, *Freedom*, ch.4 が最も示唆的な文献としてあげられている。

→ それはむしろ本人のものではないが、この人が機械と異なるのは、信念と態度と意思を抱き、意識的・合理的に世界と関わっているから：それが操縦されたものだとしても。

→ なので、自由／不自由の帰属 attribution は可能

#### ④

- ・その人の状況における、自由を減じる特徴についての説明の必要
- ・自由／不自由の帰属可能性をいかなる点についても認めることによって、心への侵略が、自由と不自由にどのように影響するかをチャート化することが可能になる：「どのように」を説明すること
- ・その人が実際に行うことについては、すべて自由である：最も狭い、選択としての自由の conception でも
- ・他の選択があらかじめ排除されていたとしても、実際の選択がなされた事実により、その選択をなす能力 availability があつたことは明らか。

- ・ある行為が可能 possible であることと、自由 free であることが同一視されているような論じ方だが、適切かどうか。可能だけれども不自由な状況というのは考えられる(ex.本ゼミであげられた、銀行強盗に銃を突きつけられている状況)。そういうのを排除するのであれば、Kramerは自由を行為の物理的な可能性として考えているのか。しかし、両者を区別しないのであればわざわざ自由を論じる旨味はないので、どこかで区別しなければならない。①自由を人々の間の関係を表す概念として考える場合、マインドコントロールは操作者による被害者の自由の剥奪であるとして、被害者は不自由であるとするのが自然ではないか。もっとも、操作者が死んだ後もコントロールが残って被害者の行動を制約し続けることも想定しうるが(単純に、操作者の存在を考慮に入れず、被害者の行為を単独で評価するとしても同じこと)、Kramerの論法だと、現実になされた行為には自由であるという評価が可能である以上、それは自由／不自由の帰属に影響を与えるものではなさそうである。p.178 右下で行為者の能力の範囲内の行為に限定されていることから、単純に物理的不可能性＝不自由というわけでもなさそうだが(私が空を飛べないのは、そもそも能力がないのだから不自由の問題ではない)、障害がなければ可能であるといった意味での物理的行為可能性を、自由と呼んでいるようにも思える。そして、その自由は物理的行為可能性の数として数量的に把握される——少なくとも2つ以上の行為可能性を自由の要件とするのが自然な論法のようにも思えるが(本当か?)、Kramerにおいては、実際になされた行為および非-意思的な身体動静も自由と評価されるため、可能な行為は1つでよい。むしろ、この拡張によって Steiner 流の自由量保存の法則は失われる(アーキテクチャーによってある行為が不可能になることを不自由と評価する場合と同様)。
- ・あるいは、②事後的に評価された物理的行為可能性を自由とするのは、後に執拗に予防線が張られているように、決定論 vs. 自由意志の問題を回避するための規約的定義といった感もある。もっとも、その側面を強調するならば、自由は事後の評価の問題となって通常の用語法から離れざるをえなくなる(それとも、事前の評価と事後の評価の両方がある、というのが整合的に説明できるだろうか?)。この点に関して、Kramerが” A victim of mind-control, then, is free to carry out any action which she in fact carries out.” (p.178④)といったふうに、すべて現在形で書いているのはなぜか。実際に行われた(carried)ことは自由だった(was)と表現するのが自然であるように思う。一定の時間論的前提があるのかもしれないが、形而上学的な自由概念を拒否している以上、そういう逃げはあまり筋がよくない。

#### ⑤

- ・実際に行うことは自由であるとして、他には？
  - 1) どれだけ徹底的にコントロールされていても、不運や状況の変化は生じうる。
- 操作者が意図していなかったような非-意思的な身体の動静は、当人の意思を超えて、他人や自然の力によって生じうる。その動静は、妨害されていない以上、自由である。

- ・ 操作者が意図していなかった、当人の非-意思的な身体の動静が物理的可能性としてありうるというのは、マインドコントロールといっても必ず不確定要素があり、そこにおいても自由と評価できるものがあるということを示すためだろう。が、つむじ風に巻き上げられるのも当人の自由とまでいうのはあまりにもトリヴィアルで日常的な用語法から離れるのではないか(本人の意思を要件としないことも、特に積極的自由論からすれば納得しがたいものだろう——消極的自由論からすればむしろ自然だろうか)。
- ・ ⑥で述べられている点とも関わるが、不確定要素を強調したり、あるいは「緩い」マインドコントロールを考えたりするのは、思考実験として本筋ではないと思うのだがどうだろうか。完全(outright)なマインドコントロールについて述べている以上(p.176 右下)、あらゆる不確定要素がないと仮定した上で、それでもなお自由/不自由を評価するとはどういうことか、というのを考えるのが本筋だろう。条件を緩めればそれだけ論じやすい部分が増えるのは当たり前なのだから、⑤⑥は端的に無駄な議論だと思う。

⑥

- ・ マインドコントロールの「緩さ」の問題
- ・ すべての態度、信念、意思を直接に操作するのであれば、自由な行為は当人が実際に行うことに一致する。
- ・ もう少し緩めて、たとえば上限や枠を課すタイプのものであれば、その範囲内において、実際に行った行為と非-意思的な身体動静に加えて、実際に行うわけではない行為の自由をも得ることになる。

⑦

- ・ 犠牲者の自由よりも重要なのは、その不自由である。
- ・ (1) その行為が犠牲者の能力の範囲内のものであり、(2) マインドコントロール以外の要素によって妨げられていないとき、(3) マインドコントロールによる妨害は、犠牲者を不自由にする。
- ・ マインドコントロールにおける裁量 (latitude) により、犠牲者の不自由は増えたり減ったりする。

・ここでいう自由/不自由は行為の数によって評価されているのか、それとも難易度によって程度として評価されているのか。Ian Carterを好意的に引用している箇所を読むと、程度問題として考えられているような印象も受けるが、どんなものか。少なくとも Carter(および Steiner)は可能なる行為の数として自由を数的に把握するから、マインドコントロールによる妨害を不自由と評価するには、他の行為可能性を物理的に排除するものでなければならない。Kramer がここでマインドコントロールの程度を問題にしているのも同様に、ある行為が難しくなることが不自由なのではなく、不可能になることが不自由であるとして、自由を物理的に可能な行為選択肢の数として捉えているのだと思うが、あまりわかりやすい書き方でもない。1つの行為について自由/不自由を程度問題として考えることはこの議論の枠組みで可能だろうか(日常的な用語法ではよくあるが)。

⑧ (ここまでのまとめ、繰り返しなので省略)

## ■ 6.2 <sup>けんゆう</sup>懸疣としての決定論 Determinism Defused

⑨

- ・ マインドコントロールが不自由の源とみなされるのは、その効果が、いかなる自然的・形而上学的決定論の教説の真偽にも依存しないため。
- ・ 決定論：できごとを、因果的連鎖と自然法則における必然的な生起とみなすもの。
- ・ 仮に決定論が真であるならば、人々は実際の行為と身体的動静以外の行動 (behavior) はありえないということになる。

・社会 - 政治的自由を能力 (ability) として理解するならば (Kramer はそうである)、実際に行わなかった行為については不自由、実際に行ったことだけが自由、と結論付けなければならない。これは好ましくない。

⑩

- ・この結論を避けるには、まず因果的決定論を批判すること。量子力学の例。
- 決定論が一部の領域で間違っているからといって、その他も間違っているとはいえない。
- 現在は少なくとも、人間行動についての決定論的主張の真理身分 (truth-status 訳?) はまったく明らかでない。
- したがって、決定論を完全に拒否することに論理的にコミットすべきではない。人間行動についての決定論が真であるかもしれないことを前提にすべき。
- ・決定論に決着がついてしまったらこの議論は無駄になるかもね。

⑪

- ・社会的、政治的自由のすべての問題を、何がこれまで起こり、何がこれから起こるかという問題に回収 (collapse into) させないためには、⑨末尾の結論は避けなければならない。そうでないと政治哲学における自由意志の問題は、自然科学か予定説的宗教に取って代わられることになる。
- ・自由の妨害要因に関しては、決定論以外のテストや基準 (criterion) が必要。
- ・決定論が正しいと仮に認めるとしても、それを個人の社会 - 政治的自由の妨げとしてはならない。
- ・Herbert が鼻を搔くのはあくまで社会 - 政治的自由

⑫

- ・社会 - 政治的自由の制限とみなされるのは、決定論的教説の真理に依存しない限り。
- ・そういった教説が偽であるとしても成り立つものだけが、社会的 - 政治的自由の制限を示すものとなりうる。

⑬

- ・このテストは社会 - 政治的 (不) 自由が、自然的または形而上学的決定論の探求にならないことを保証する。
- ・決定論の真理値を否定するのではなく、分離するもの。
- ・両者の明確な分離を前提とするもの? ・ ・ ・ 「その通り、それが何か?」
- ・両者の分離は議論上の所与であり、スタートポイント。公理。
- ・問題とすべきは、その分離を効果あるものとする適切なテストを考案できるかどうか。

・決定論の問題を考えるのが面倒なので、その真偽に依存しない社会 - 政治的自由のテストを考えていくべき、というもの。社会 - 政治的 (不) 自由と、自然的・形而上学的自由はあくまで別物であるとする。政治哲学の領域を残しておくために、どうも独断的な断定を連発している感じ。こういう分離を前提にして考える、と一言書けば済みそうなものだけれども、妙に力が入っているのはなぜか。